

解 約 通 知 書

物件表示	住所 物件名				
移転先 連絡先	〒 住所				
	アパート名				号室
	TEL				
退去理由	<input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 狭くなった <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他				
敷金返戻先 <small>※契約者本人のみ</small>	銀行	支店	科目	口座番号	名義人(カタカナ)
	銀行	支店	普通 当座		
解約日		平成 年 月 日		鍵返却予定	平成 年 月 日
①契約解約日 ②退去(明渡し) ③賃料等 ※これまでは、家賃が発生します。					

以上の内容で、本物件を退去することを通知します。

平成 年 月 日 氏名

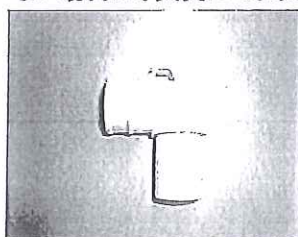
印

※当社記入欄

電気精算	ガス精算	水道精算	汲取精算	貸主連絡	保険解約	立会

★ 注意とお願い ★

- ①契約解約日 届け日から少なくとも1ヶ月の予告期間が必要です。(賃貸借契約書の契約条項 21条に基づく/届け日又は、解約予告日から1ヶ月分の家賃が発生します。)
※本書類が弊社に届いたときに解約予告日となります。 郵送・FAXは当社で確認ができた時点で解約予告日になるので特に注意が必要です。
- ②退去(明渡し) 退去は、住宅を明渡し、鍵を返還したときに完了したものとします。尚、鍵の返却以降は、契約解約日以前でも住宅の使用は出来ません。
※解約日とは引越日(退去日)とはかぎらず何があっても、その日までに部屋を明渡しという意味ですので、その日(解約日)が延びた場合は、解約日より本物件明渡し完了に到るまでの間、毎月本契約の家賃の2倍に相当する損害金と、明渡し遅延により損害を受けたもの全てに対して損害金が発生します。契約条項第22条4項(1)(2)参照(引越日は雨等が降った場合の為に解約日より何日か前が望ましいと思われます。)
- ③賃料等 解約日より前に退去されても契約解約日まで賃料が発生します。
- ④電気・ガス・水道料金等 電気・ガス・水道・汲取りおよび電話は各供給期間に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。※鍵の返却時、領収書の写しが必要です。
- ⑤洗濯機の接続部品 洗濯機の接続部分(エルボ)がある場合は、部屋の設備となっております。もし、退去後がない場合は、実費にてお支払い頂きますのでご了承下さい。



FAXにてご返送の場合は、下記の番号をご確認下さい。
FAX:0957-25-0105

連絡先 大家不動産株式会社
 〒854-0075 長崎県諫早市馬渡町7番地2
 TEL 0957-25-2525
 Email ooie@titan.ocn.ne.jp